

日本原子力研究開発機構 令和5年度
工事契約に関する入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	令和5年12月20日(水) 13:30～16:00 機構本部会議室1及び2(リモート会議併用)	
委員	委員長: 金 利昭(茨城大学名誉教授) 委員: 武田 彩織(弁護士) 委員: 田中 豊明(元茨城県職員)	
審議対象期間	令和4年10月1日～令和5年9月30日	
抽出案件(合計)	3件	備考) 抽出案件の個別審議については別紙のとおり
工事(小計)	2件	
一般競争入札 (政府調達に関する協定対象工事)	0件	
一般競争入札(上記工事を除く)	2件	
指名競争入札	0件	
随意契約	0件	
設計・コンサルティング業務(小計)	1件	
簡易公募型プロポーザル方式(拡大)	0件	
一般競争入札	1件	
随意契約(確認公募)	0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

(別紙)

建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件

番号	契約種別	契約方式	建設工事及び設計・コンサルティング業務
(1)	建設工事	一般競争入札	大洗研 水流動伝熱試験室耐震改修工事
(2)	設計・コンサルティング業務	一般競争入札	04 櫛川・ひばりヶ丘社宅給排水設備劣化等調査検討業務
(3)	建設工事	一般競争入札	再処理施設防火帯整備工事

意見・質問	回答
<p>1. 日本原子力研究開発機構において令和 4 年 10 月 1 日～令和 5 年 9 月 30 日に発注した建設工事について（報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度、金委員長から塗装工事の落札率が低いというコメントがあったが、今年度は高くなっている。何か対策を行ったのか。（田中委員） ・一者応札が昨年に引き続き多く、内訳を見ると敦賀で契約した案件の 6 割を占めている。この点をどのように考察しているのか。（田中委員） ・敦賀の塗装工事では特定企業による一者応札が多いが、どのように考察しているのか。（田中委員） ・予定価格は上げているのか。（金委員長） ・予定価格が高すぎると税金の無駄遣いとなり、安すぎると業者に負担を強いる。刊行物での積算は適切なのか。（金委員長） ・電気工事と管工事の落札率が低いのはなぜか。（武田委員） 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨今の原油高騰により塗料が値上がりし、応札価格が上がった結果と考えている。 ・敦賀地区の企業では人手不足で、技術者が他工事に出払っている。近隣の企業が少ない上に、電力会社が保有する原子力発電所の安全対策工事が増えており、企業を取り合っている状況が影響していると考えている。 ・管理区域内の施工など特殊な条件が多いため、敬遠されがちである。また、要求する過去の実績規模も大きいため、対応できる企業が限られる。 ・最新の刊行物で積算しているが、急激な物価上昇で追いついていない部分もある。 ・単価の拠り所となるものが、現状では数多くはないが、機構の積算基準では刊行物のほか、業者見積の採用を定めており、機構の予定価格を直近の相場価格に近づけるよう努めている。 ・工事規模の小さい案件が多いため、地元の中小企業が参入しやすい工種である。結果、競争がよく働いて入札額が下がり、落札率も下がったと推定している。

<p>2. 日本原子力研究開発機構において令和3年10月1日～令和4年9月30日に発注した設計・コンサルティング業務について（報告）</p> <p>・意見・質問はなかった。</p> <p>3. 令和4年10月1日～令和5年9月30日に実施した文部科学省所管における指名停止等の措置状況について（報告）</p> <p>・株式会社エーアンドエムは、低入札価格調査を辞退したのが指名停止の理由である。また、落札した案件も低入札であった。同社の下請企業への要求や、経営状況に問題はないか。（金委員長）</p> <p>4. 建設工事及び設計・コンサルティング業務における個別抽出案件の審議 (1) 【高落札】「大洗研 水流動伝熱試験室耐震改修工事」</p> <p>・技術者不足を理由として、企業の工事实績と配置予定技術者の施工経験について条件を緩和している。こうした技術的条件の緩和が今後も続くとして、成果品の品質に問題はないか。（金委員長）</p> <p>・落札率が高いが、積算上の理由からどのように分析しているか。（武田委員）</p>	<p>・落札した案件での低入札価格調査の結果、株式会社エーアンドエムと付き合いが長い下請企業の労務費を削減できたものであり、不当に安い価格ではないことを確認している。また直近の手持ち工事が少ないため、一般管理費を削減してでも落札しようとしたが、過去1年以内に株式会社エーアンドエムによる賃金不払、下請代金の支払遅延はないため、支払については適切に行っていることも確認している。</p> <p>・建設工事の専門家による総合評価委員会において、技術的条件の緩和について承諾を得ており、品質に問題はないと確認している。</p> <p>・国土交通省から公表された積算基準を使用しているが、この積算基準は応札企業もインターネットで閲覧できる。また、建物の規模から要求する品質の鉄骨を製作できるグレードの工場に限られるため、企業間で</p>
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価落札方式は技術的な検討の余地が大きい場合に採用されるが、本件ではどのような点が検討されたか。(田中委員) ・本案件の技術提案の加点は 1700 万円に相当し、結果2番札の企業が落札している。この加点には金額相当の価値があると考えているのか。(田中委員) ・各種ガイドラインをはじめ国の指針に従った手続が、必ずしも現場の実態に即さないこともある。現場からボトムアップで声を届ける必要があるのではないか。(金委員長) <p>(2)【一者応札】「04 櫛川・ひばりヶ丘社宅 給排水設備劣化等調査検討業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・声掛け（意欲度調査）を実施した企業は何社程か。一者応札の案件だが、民間マンションのリフォームと同様に対応できる内容であるし、機構業務の実績が増えれば将来の応札者拡大にもつながる。(武田委員) ・競争参加資格で官公需と原子力事業者以外での実績を認めていないが、本件は原子力施設外にある社宅の案件であることを考えれば、それら以外の実績を認めてもよいのではないか。(田中委員) 	<p>の価格差が小さく、高落札となったと分析している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水流動伝熱試験室の建家は、約 25m の高さで、床面積も大きい上に、受電所などの近隣施設への安全対策が必要である。また、建家居室内に人が居ながらの施工であるため、振動や騒音の防止も求められる。 ・総合評価方式は国交省の手順を準用しており、加点の計算も倣っている。また、総合評価委員会を公告前と提案後の 2 回開催し、設定課題やその点数割合、評価点等について外部の委員が審議しているため、加点数は妥当と考えている。 ・各地方の発注者協議会など、地方整備局を事務局として公共工事の発注者が集まる機会がある。気づきがあれば積極的に連携を図りたい。 ・福井県内の設計事務所など約 20 社に実施した。しかし要求される実績を満たしていなかったり、技術者が多忙な時期であったりという理由で一者応札となった。 ・社宅とはいえ機構の所有施設であり、一定の品質が必要である。機構は税金を使った業務を行っている組織であり、会計検査等への対応を想定することから、業務実績に一定の品質（企業の技術力、配置予定技術者の技術力等）を求める必要があると考え、官公需と原子力事業者以外の実績を認めていない。
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ・民間業務の実績を認めれば応札者が増え、それが機構業務の実績にもなる。民間業務の実績を認めていないのは本件に限ったことではないので、認める実績の拡大を機構全体で検討してはどうか。(金委員長) <p>(3)【一者応札】「再処理施設防火帯整備工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争参加資格は、土木一式に係る経営事項審査値が790点以上となっているが、経営事項審査値の区分はどのようになっているのか。(田中委員) ・声掛けした7社は機構の工事の受注実績がある企業か。(田中委員) ・機構以外に官公庁が発注している工事の受注者には声掛けしていないのか。県、市などは受注者の情報を公表している。そこから声掛けの対象を探すことは可能だろう。(田中委員) ・本件受注者の入札価格が第3回入札から随意契約で40万円も下がっている。随意契約ではどういった交渉を行うのか。(田中委員) ・本案件を含め、東海地区では一者応札の場合、不落随契に至る事例が多かったように見える。予定価格の設定が厳しいのではないか。(田中委員) ・再処理センターへの入域可能時間が制約されており、長ければ1時間待つとのことだが、警備員の増員や通行可能時間の延長によって解消できないか。また、入域手続を 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・790点未満(区分3)、790点以上1200点未満(区分2)、1200点以上(区分1)に分かれている。 ・7社とも機構での工事受注実績がある。 ・当たりをつけられていないため、できていなかった。今後情報収集に努め、広く声掛けを行っていきたい。 ・予定価格は交渉時に明かすことができないため、参加者との駆け引きである。業者に負担を強いる契約にならないようにしつつ、最低限の価格を目指して交渉している。 ・予定価格は積算基準に基づき算出している。積算時期と実際に施工する時期の違いにより、予定価格と入札価格に差が生じており、昨今の急激な物価上昇に対応できていないと思われる。 ・入域時間の制約については、警備所を管轄する課に警備員の増員や通行可能時間の延長を打診したが、警備会社との契約の関係で実現できなかった。一方、積算基準を作
--	--

<p>待っている間は作業ができないが、積算には反映しているのか。(武田委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建家の周囲を全てコンクリートで覆うと草木の緑がなくなり、中で働く人たちのメンタル面が懸念される。快適に働ける環境づくりも重要かと思う。(金委員長) <p>5. 工事成績評定への再苦情に係る第三者委員会の設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (事務局から右記のとおり当審議事項の説明を実施した。) <p>・ 事務局の提案について意見・質問はないか。(金委員長)</p> <p>・ (他委員から意見・質問なし。)</p> <p>・ 本委員会の最後に、本件提案についても審議することとする。(金委員長)</p>	<p>成している建設部と時間制約に基づく予定価格の割り増しについて協議を行い、基準を見直すなどの対応を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算的に認められにくいところではあるが、工事で実現できることは対応していきたい。 <p>・ 当機構では、工事、設計コンサルタント契約の履行に係る品質を評価し、事後受注者に成績評定として通知している。評定について受注者に不服があり、当機構で対応してもなお不服が残る場合は、再苦情として文部科学省が設置する第三者機関で審議を行うこととなっていた。令和5年2月、所管各法人において独自に第三者機関を設置するように文部科学省から事務連絡があった。そこで、令和6年4月1日から再苦情の審議を当委員会の審議事項に加えたい。是非について審議願う。</p>
--	--

<p>6. その他</p> <p>(1) 再苦情処理会議への申立状況報告 (該当なし)</p> <p>(2) その他 (なし)</p> <p>7. 講 評 (審議講評要旨)</p> <ul style="list-style-type: none">・日本原子力研究開発機構が、令和4年10月1日から令和5年9月30日までに発注契約した「建設工事」及び「設計・コンサルティング業務」に係る発注契約の手続の適正性について、抽出案件の審議を通じて審査した結果、「公共工事の入札及び適正化の促進に関する法律」の趣旨に沿って適正に行われていることを確認した。(金委員長)・「工事成績評定への再苦情に係る第三者委員会の設置」について、審議の結果、承認した。(金委員長)	
--	--